

国立大学法人岩手大学と公益財団法人岩手生物工学研究センター
との包括連携に関する協定書

国立大学法人岩手大学（以下「甲」という。）と公益財団法人岩手生物工学研究センター（以下「乙」という。）は、以下の通り連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が行う、バイオテクノロジー分野における研究・教育活動における交流及び連携を推進し、農学及び理工学人材の育成、地域産業の振興に寄与することを目的とする。

（連携項目）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携、協力する。

- （1）研究・技術交流に関すること。
- （2）研究開発に関すること。
- （3）教育に関すること。
- （4）研究施設の相互利用に関すること。
- （5）共同研究及び受託研究に関すること。
- （6）その他甲及び乙が必要と認めること。

（情報開示）

第3条 本協定に基づき甲と乙が協力した事項に関する情報開示は、両者の合意によるものとする。

2 本協定は甲の乙以外との機関との連携等、乙の甲以外との大学との連携等を妨げるものではない。

（秘密保持）

第4条 甲と乙は、本協定に基づき知り得た一切の情報は秘密として扱い、相手方の事前の同意なしに、それらを第三者に開示してはならない。ただし、それらの情報が次のいずれかに該当するものはこの限りではない。

- （1）既に公知の情報であるもの。
- （2）第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの。
- （3）相手方から知り得た情報によらないで独自に創作又は開発したことが書面により立証できるもの。

- (4) 情報を秘密として扱うことが公共の利益を著しく損なう恐れがあると認められるもの。
- (5) 書面により相手方から事前に承諾を得たもの。

(協定の有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、自動的に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(旧協定書及び旧覚書の廃止)

第6条 本協定の発効により、「岩手大学大学院連合農学研究科及び岩手大学大学院農学研究科の教育・研究に対する連携・協力に関する協定書（平成13年4月1日締結）」及び「岩手大学大学院連合農学研究科の教育及び研究への協力に関する覚書（平成13年4月1日締結）」は、廃止する。

(協議事項)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年 9月30日

甲：岩手県盛岡市上田3丁目18番8号
国立大学法人岩手大学
学長

乙：岩手県北上市成田22地割174番地4
公益財団法人岩手生物工学研究センター
理事長

小川 智

小島 一秀

岩手大学大学院連合農学研究科の教育及び研究指導に関する申合せ

国立大学法人岩手大学（以下「甲」という。）と公益財団法人岩手生物工学研究センター（以下「乙」という。）は、令和3年9月30日付で締結された包括連携に関する協定に基づいて行う岩手大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）の教育及び研究指導について、以下のとおり申合せ）以下「本申合せ」という。）を締結する。

（客員教授）

- 第1条 甲及び乙は、研究科の教育研究活動を一層活性化するため、研究科の教育及び研究指導を行う。
- 2 乙は、乙の研究者の中から研究科の非常勤の教員候補予定者を推薦し、甲は推薦された者の資格審査を行い、非常勤の教員として採用する。
- 3 甲は、前項の教員に対し客員教授又は客員准教授（以下「客員教員」という。）の称号を付与する。
- 4 客員教員の任期は1年とするが、原則として研究指導を行う学生が所定の課程を修了するまで年度ごとに更新できるものとする。
- 5 客員教員は、甲又は乙の施設において、研究科の学生に研究指導を行う。
- 6 客員教員が乙において学生の研究指導を行う場合の施設・設備の使用料及び光熱水料は無償とし、消耗品等については必要に応じ甲が予算の範囲内で購入し乙に提供する。
- 7 客員教員には甲の予算の範囲内で研究費及び旅費が配分され、その経理は甲が行う。
- 8 客員教員は、研究科の管理・運営に関する次の事項を除き、甲の定めるところにより研究科教授会の構成員となるものとする。
- （1）教員の人事に関する事項
 - （2）予算に関する事項
- 9 客員教員のその他の職務内容等は、甲の教員に準じて取り扱う。

（学生の資格等）

第2条 学生が乙において研究指導を受ける場合の資格又は身分は、乙の定めるところによる。

（研究成果の公表）

第3条 学生が乙において研究指導を受けて得た研究成果の公表は、乙の定めるところによる。

（知的財産権の帰属）

第4条 学生が乙における研究により生じた知的財産権の帰属は、乙の定めるところによる。（ただし、学生が単独で行ったものと認められる場合は、当該学生が単独で権利を有するものとする。）

（学生の災害事故等の対処）

第5条 乙において学生が関与する事故が生じた場合は、事故発生の状況等について甲と乙が調査し、協議の上処理する。

（学生の保険加入の義務）

第6条 甲は乙において研究指導を受ける学生に対し、学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯

賠償責任保険に加入させるものとする。

(申合せに定めのない事項)

第7条 本申合せに定めのない事項又は本申合せの解釈に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して処理する。

(有効期間)

第8条 本申合せの有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、自動的に1年延長させるものとし、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、本申合せに基づき研究指導を受ける大学院生が大学に在籍しなくなる日までの間、本申合せはなお存続するものとする。

本申合せの締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月 30 日

(甲) 岩手県盛岡市上田三丁目18番8号
国立大学法人岩手大学
大学院連合農学研究科長 上村松生

上村松生

(乙) 岩手県北上市成田22地割174番地4
公益財団法人岩手生物工学研究センター
理事長 小岩一幸

小岩一幸